

札幌自第 2329 号

免 許 状

山本山運輸株式会社
設立発起人代表 山 本 禎 男

昭和 49 年 8 月 1 日付申請の一般区域貨物自動車運送事業の經營は、下記のとおり免許する。

但し、この免許の効力は会社設立登記によつて生ずるものとする。

道路運送法第 7 条第 1 項による運輸開始の日は、免許の日から 4 ヶ月以内に行なわなければならない。

記

事業区域は、北海道札幌陸運事務所管内とする。

昭和 50 年 10 月 9 日

札幌陸運局長 小 林 源 治

